

芳田の里ふれあい館だより

2026年

みんなで作る



5月号

心豊かな

芳田の里

第567号

西脇市立芳田の里ふれあい館

〒677-0065 西脇市岡崎町 172-28 ☎(0795)27-0658

メールアドレス houta-fureai@city.nishiwaki.lg.jp

「憲法週間」

昭和22年(1947年)5月3日、「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義」を三つの基本原則とする日本国憲法が施行されました。毎年、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの1週間を「憲法週間」として、全国の裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会が協力し、憲法の本質や司法の機能に対する理解を深めていただくための様々な広報活動を行います。

“人権擁護委員ってどんな人？”



人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアの方々で、現在、約14,000名の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されています。人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような人権啓発活動を行っています。

“人権擁護委員はこんな活動をしています！”

■常設相談

人権擁護委員は法務局職員とともに、常設相談所において、主に面接又は電話やインターネットによる人権相談に応じています。

■特設相談

人権擁護委員は、国民の皆さんに気軽に足を運んでいただけるよう、市町村役場、商業施設、社会福祉施設などで、特設相談所を開設しています。



【こどもの人権 SOS ミニレター】

「こどもの人権 SOS ミニレター」は、「電話では相談しにくい」、「勇気がいる」などといった子どもたちの気持ちに配慮して行っている、手紙による人権相談です。

人権擁護委員は、子どもたちの心に寄り添い、法務局職員と共に届いた手紙の返事を考えて送付したり、緊急の場合には関係機関と連絡を取るなどして、子どもたちの悩みに向き合う活動をしています。

特設人権相談所の開設

「憲法週間」、「人権擁護委員の日」にちなんで特設人権相談所を開設します。名誉、信用、差別、いやがらせ、いじめなどで人権を侵されお悩みの方は、お気軽にお越しください。人権擁護委員が相談に応じます。

※相談は無料で、秘密は厳守されます。

と き 5月7日(木)13:30~16:00

6月3日(水)13:30~16:00

ところ 総合福祉センター(萩ヶ瀬会館)「相談室」

問合せ まちづくり課人権室

(市役所 ☎22-3111 内線 3033)



5月5日こどもの日

「こどもまんなか 児童福祉週間」

こどもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝であるこどもたちに対する国民全体の願いであり、すべてのこどもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていきけるような環境・社会をつくっていくことが重要です。

また、こうした社会づくりを大人任せにするのではなく、どのような社会が理想なのか、こどもたちの一人一人がそれぞれの意志で新しい未来を築いて行こうとする取り組みを進めていくこと、そして、それを応援する環境を整備していくことも求められています。

こうした中、こどもの健やかな成長、こどもの家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」(5月5日から5月11日)と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っています。



【主な運動項目】

「こどもまんなか 児童福祉週間」では、次の1から8の内容を中心とした運動が行われます。

1. 児童福祉の理念の普及
2. 家庭における親子のふれあい促進
3. 地域における児童健全育成活動の促進
4. こどもの居場所づくりの推進
5. 児童虐待への適切な対応
6. 母と子の健康づくりの促進
7. 多様化する保育需要等への対応
8. 障害等のあるこどもとその家族が安心して過ごせる地域作りの促進



🍀・🍀・🍀・🍀 図書をローテーションしました！ 🍀・🍀・🍀・🍀

今回は、大野隣保館の本を置いています。ぜひ、お気軽にご利用下さい。

- | | | | |
|-----------------------|-----------|--------------------|------------|
| ■きこえる | ■影響の魔法 | ■口訳 古事記 | ■存在のすべてを |
| ■ファラオの密室 | ■わたしは あなた | ■葬送のお仕事 | ■ムーンライト・イン |
| ■光のところにいてね | | ■認知症世界の歩き方 | |
| ■盤上に君はもういない | | ■花を楽しむ野菜図鑑 | |
| ■あなたが誰かを殺した | | ■「ない仕事」の作り方 | |
| ■きみのお金は誰のため | | ■花屋さんが言うことには | |
| ■わたしたちはここにいる | | ■アマテラスの暗号上・下 | |
| ■今日、誰のために生きる？ | | ■仕事のためには生きてない | |
| ■アンとおじいちゃんの妖怪図鑑 | | ■60歳からの知っておくべき経済学 | |
| ■犯罪心理学者は見た危ない子育て | | ■私は私に時間をあげることにしました | |
| ■10歳の君に贈る心を強くする26の言葉 | | | |
| ■かがくすっ(1) やさいのはなんのはな？ | | | |



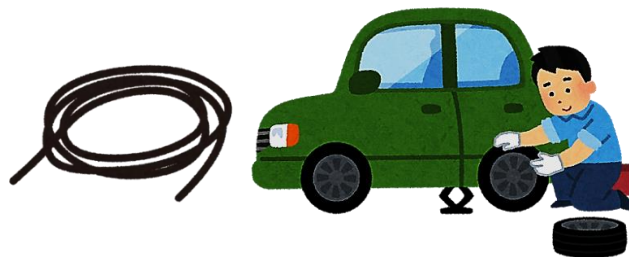
【芳田駐在所だより】～金属窃盗に注意～

■被害状況

全国的に金属類を狙った窃盗事件が増加しており、兵庫県下においても、被害増加傾向にあります。

【被害品】

- ◆グレーチング
- ◆タイヤ、ホイール
- ◆銅製ケーブル



【防犯対策】

- ◆タイヤ交換時期に伴い、タイヤ、ホイール等の自動車部品を屋内、施錠付きの倉庫等に保管。
- ◆防犯カメラ等の防犯機器を設置。
- ◆不審な車や人を見かけた場合、通報しましょう。
- ◆資材等を長期間放置しない。

